

生活福祉資金「緊急小口資金」特例貸付 借入申込みにあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯です。
- 3 借入限度額は、一世帯につき、原則10万円とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20万円とします。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者がいるとき
 - イ 世帯員の中に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に i または ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した、幼稚園、保育園、小学校、特別支援学校に通う子
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、幼稚園、保育園、小学校、特別支援学校に通う子
 - オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、特に貸付需要があると認められるとき
- 4 一世帯につき一回の申込みです。一世帯から複数回の申込みが確認された場合は、いずれの貸付けも行わない、もしくは既に借入れた金額を即座に返金していただきます。
(※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。)
- 5 今回の新型コロナウイルス感染症の影響に起因しない理由での借入れはできません。
- 6 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず運転免許証や健康保険証などの身分を証明する書類の提示が必要となります。このほか、本人印鑑、振込口座（本人口座）が確認できる通帳が必要となります。
(※これらをお持ちでない場合は、改めてご準備のうえお越しく下さい)
- 7 上記申込みに必要な書類の確認ができない場合や、身分証明書と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
- 8 世帯構成員の確認のため、世帯全員の住民票の提示を求めることがあります。また、申込書記載の連絡先、住所地の自治体等に確認することがあります。

- 9 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくこととなります。
- 10 生活保護受給世帯の方は、申込できません。
(生活費でお困りのことについては、生活保護の担当ワーカーへご相談ください)
- 11 申込受付後、山梨県社会福祉協議会（以下、県社協）で貸付審査を行います。審査の結果、貸付に至らない場合もありますので、ご承知おきください。なお、審査結果の通知は、貸付金の交付をもってかえさせていただきます。（不承認の場合は書面で通知します）
- 12 貸付金の交付方法は、指定口座への振込みとなります。交付は受付から5日程度を予定していますので、ご了承ください。
- 13 返済については、貸付後最大12か月までの据置（猶予）期間を設けることができます。償還（返済）は、月々分割払いにより据置期間終了後最大24か月以内の期間で設定させていただきます。
なお、貸付後、生活が落ち着き、本人の希望により返済開始前や返済中に早めの返済や一括返済をすることも可能ですので、その場合は県社協までご相談ください。
- <参考> 返済期間24か月の場合の返済月額
借入金額10万円の場合・・・月額4,160円（最終回は4,320円）
借入金額20万円の場合・・・月額8,330円（最終回は8,410円）
- 14 無利子による貸付けですが、償還（返済）期間経過後は、残りの元金に対して年利5%の延滞利子（令和2年4月1日以降に貸付けの場合は3%）が発生します。
- 15 資金を借受けた方は、借入期間中に住所や氏名の変更等があれば、速やかに県社協に届け出なければなりません。
- 16 借入申込みにあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会に照会することがあります。
- 17 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 生活支援課（資金担当）
〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階
TEL 055-254-8610 / FAX 055-254-8614